

2026年3月24日
沖縄電力株式会社

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本移行につきましては、本年6月開催予定の第54回定時株主総会において承認されることを条件として実施いたします。

記

1. 移行の目的

当社は、これまで会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりました。

このたび、この取り組みをより一層推し進めるため、監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能を強化するとともにコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、国内外のステークホルダーの期待に応えられる体制の構築を目指します。

2. 移行の時期

本年6月開催予定の第54回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、移行する予定です。

3. その他

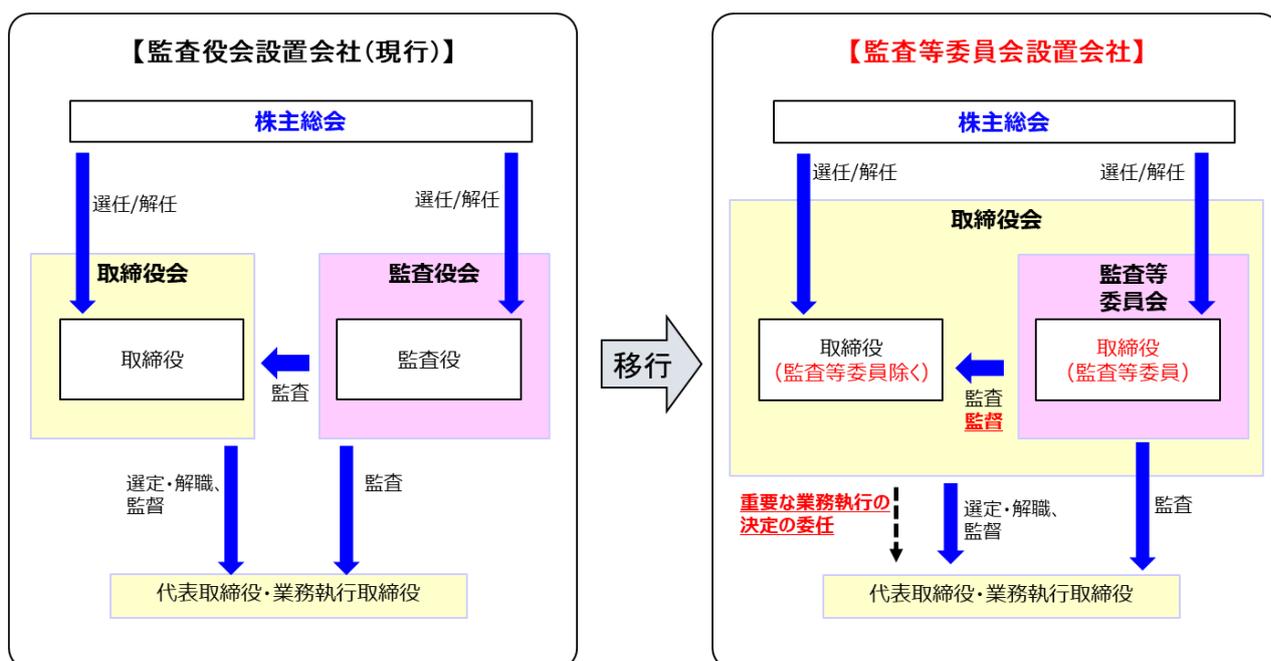
監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更の内容および役員人事等につきましては、決定次第お知らせいたします。

以上

(参考) 監査等委員会設置会社について

- 監査等委員会設置会社は、2015年5月1日に施行された改正会社法により新たに設けられた企業統治形態の一つで、従来の「監査役会設置会社」における「監査役会（監査役）」の代わりに、3名以上の監査等委員である取締役、かつその過半数は社外取締役で構成される「監査等委員会」を設置するもの。
- 監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として議決権を持ち、監査機能を担いつつ取締役の人事（指名・報酬）に関与することで、経営の透明性・公平性の向上と監督機能の強化を図ることができる。また、監査等委員会設置会社では、重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができるため、迅速かつ機動的な意思決定および業務執行が可能となる。

< 監査等委員会設置会社への移行（イメージ） >



以上